

駿河生産プラットフォーム グリーン調達ガイドライン 別紙

【特定化学物質含有評価基準】

管理値は禁止物質の中より選定した特定の化学物質に対して、意図的な使用が無ければ超えないと考えられる濃度に相当し、当社と仕入先で管理するための基準とします。

管理値を超えた場合は、当社より仕入先に対し管理値未達への低減を要請します。

含有評価物質	対象部位・材料		管理値	分析法
カドミウム	・樹脂(ゴム・フィルムを含む) ・塗料、インキ、顔料、染料		5ppm未満 (揮発成分がない状態)	ICP発光分析(ICP-AES、ICP-OES、ICP-MS等)及び原子吸光分析(AAS法)
	鉛フリー はんだ	・棒はんだ ・線はんだ ・ヤニ入りはんだ ・クリームはんだ ・はんだボール	20ppm未満	
		・買入れ基板のはんだ接合部 ・部品はんだ		
鉛	・樹脂(ゴム・フィルムを含む) ・塗料、インキ、顔料、染料		100ppm未満 (揮発成分がない状態)	
	鉛フリー はんだ	・棒はんだ ・線はんだ ・ヤニ入りはんだ ・クリームはんだ ・はんだボール	500ppm未満	
		・買入れ基板のはんだ接合部 ・部品はんだ	1000ppm未満	
	鉛フリーはんだ以外の金属材料・ガラス(ランプ用に限定)		500ppm未満	
	無電解ニッケルめっき		800ppm未満	
	フロー槽中の鉛フリーはんだ		800ppm未満	
六価クロム	クロメート処理部材		100ppm未満	UV-VIS法、ジフェニルカルバジド分析法(分光光度計)、イオンクロマトグラフ分析法
PBB PBDE	・樹脂(ゴム・フィルムを含む)		100ppm未満	高分解能ガスクロマトグラフ-質量分析(GC/MS)
鉛、水銀、カドミウム、六価クロム	包装材 包装を構成する均質材料毎(例えば 樹脂、インキ、塗料)		4重金属の合計として、 100ppm未満	水銀は、カドミウム・鉛と同じ分析法 その他は、上記含有評価物質と同じ分析法